

明石市市民参画条例
令和 4 年度の運用状況報告

明 石 市

I 本編

1. 市民参画手続の実施状況

- (1) 令和4年度の市民参画手法の実施状況について (1)
- (2) 市民参画手続実施の成果について ～意見公募手続による成果～ (2)
- (3) 市民参画手続の実施原則の実施状況 (4)

II 参考資料編

1. 市民参画手続の実施詳細

- (1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧 (6)
- (2) 意見公募手続 (8)
- (3) 審議会等手続 (1 1)
- (4) 意見交換会手続 (1 2)
- (5) その他の手法 (1 4)

※ワークショップ手続、公聴会手続、政策公募手続の実績はありませんでした。

2. 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等(条例・計画) ... (1 5)

※計画については該当がありませんでした。

3. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図及び実施の原則

- ① 判断基準 (1 8)
- ② フロー図 (1 9)
- ③ 実施の原則 (2 0)

I 本編

1. 市民参画手続の実施状況

(1) 令和4年度の市民参画手法の実施状況について

◎各市民参画手法の実施状況

政策等数 : 17件	市民参画手法						計
	意見公募	審議会等	意見 交換会	ワーク ショップ	公聴会	その他	
実施件数	17件	12件	8件	—	—	2件	39件
意見数	450意見		210意見		—		660意見
参加者数		136人 (傍聴者数)	235人	—	—	529人	900人

★経年比較

[実施件数比較]

	政策等数	市民参画手法						計
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワーク ショップ	公聴会	その他	
R4	17件(17件)	17件(17件)	12件	8件	—	—	2件	39件
R3	20件(16件)	18件(14件)	11件	2件	3件	—	5件	39件
R2	10件(9件)	8件(7件)	6件	—	1件	—	—	15件

() の数は、対象事項(条例第6条第2項各号)に該当する政策等の数

[1件あたりの意見数、参加者数比較(平均値)]

		市民参画手法					
		意見公募	審議会等 (傍聴者数)	意見 交換会	ワーク ショップ	公聴会	その他
R4	意見数	26意見		26意見	—	—	—
	参加者数		11人	29人	—	—	265人
R3	意見数	63意見		9意見	—	—	27意見
	参加者数		9人	54人	29人	—	582人
R2	意見数	27意見		—	—	—	—
	参加者数		6人	—	40人	—	—

(2) 市民参画手続実施の成果について ～意見公募手続による成果～

◎意見公募手続における意見の提出状況と意見の反映状況

意見公募手続において意見が提出された政策等数	16件／17件
意見が提出された政策等のうち政策等(案)を修正した政策等数	9件／17件

★意見公募手続により修正した政策等(案)の修正概要

修正した政策等名	修正概要
明石市工場立地法地域準則条例の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対して、取組を強制するような表現は避けるべきであるとの意見から、「取り組まなければならない」旨の義務的表現を、「努めるものとする」という努力義務的な表現に改めた。 ・事業者には負担を強いるのは反対であるとの意見から、市の緑化推進に対する費用拠出に関する規定を廃止した。 ・事業者には、地域との協定締結を義務する規定を設けていたが、事業者の負担感や一方が反対することで取組全体が達成できないとの意見から、事業者による地域説明会を開催するよう改めた。
明石市第2期SDGs未来都市計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジェンダー平等の推進」の具体的な取組として記載した「誰もが外出しやすいまちにするため、公共施設や商業施設のトイレなどを中心とした環境を整備する。(男性トイレのサンタリーボックス配置等)」は、ジェンダーのみに関するものではないと考えられるとの意見を受けて、「まちなかのジェンダーギャップ解消に向けた環境を整備するため、公共施設や商業施設のトイレなどを中心とした環境を整備する。(男性トイレのサンタリーボックス、おむつ捨ての設置等)」に修正しました。
市役所新庁舎の整備(基本設計の策定)	<ul style="list-style-type: none"> ・「来庁者用駐車場の位置と明石駅からの徒歩動線を踏まえ、エントランスの位置を西側に寄せる(西側メインとする)方が良い」という意見を受けて、庁舎西側にメインエントランスを配置し、動線計画や車寄せ、タクシー乗り場の位置等を変更しました。それに伴い、各フロアレイアウトは東西を反転させ、6階展望テラスは設置場所を南東・北東から南東・南西に変更しました。 ・「障害者団体(当事者)と継続的に協議し、協議結果を設計に生かしてほしい」という意見を受けて、基本方針に「障害者団体(当事者)と継続的に意見交換を行いながら新庁舎の整備を行う」と追記しました。また、施設計画における配慮には「視覚障害者の安全な移動の確保に向けた検討を行う」と追記しました。 ・「太陽光パネルの増設を検討すべき」という意見を受けて、来庁者駐車場1エリアの屋根部分へ太陽光発電設備を設置するよう変更しました。

修正した政策等名	修正概要
立地適正化計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・目標年次について、都市計画マスタープランの2042年度に対して、立地適正化計画は2043年であることから、2042年度に統合すべきとの意見を受けて立地適正化計画の目標年次を都市計画マスタープランと同じ2042年度に修正しました。 ・誘導施設の例示をすべきとの意見を受けて資料編を作成し、計画策定時点の誘導施設を記載しました。 ・その他、文言の修正等の意見を受けて、それぞれ修正しました。
あかしジェンダー平等の推進に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・【第8条第4項について、「公にする」との表現は、LINEなど少数のグループに暴露することによっても被害を受けるケースが除外されるのではとの懸念がある】との意見を受け、「暴露してはならない」と修正しました。
明石市人権施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「家族構造の多様化と家族の支え合いの機能の低下」という文言に違和感があるとの意見を受けて、「社会の変化や家族構造の多様化による家族の支え合い機能の低下」と修正しました。
第2期明石文化芸術創生基本計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術事業は市内の様々な公共機関や民間団体が行っているため、事業の内容を調整し、それぞれが持つノウハウを共有する仕組みの構築が必要との意見を受けて、関係機関等が相互調整を図るための仕組みの構築を目指すという趣旨の文言を追記しました。
明石市新ごみ処理施設整備基本計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却で発生するCO₂の利活用に関する意見を受けて、脱炭素を意識した付帯機能として、将来的にCO₂の利活用に対応可能な施設設計とする旨を追記しました。
都市計画マスタープラン改定	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン、立地適正化計画がそれぞれに策定されることから、言葉の表現などが分かりにくいのご指摘を受け、都市計画マスタープランの中の、都市づくりの6つの方針に追加して、まちづくりの圏域に関する考え方を示すため、「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり方針」を新たな項目として追記しました。 ・立地適正化計画にある防災方針については、都市計画マスタープランの都市防災方針に移して記載すべきとの意見を受けて、具体的な災害リスクを把握できるよう、災害ハザード情報や避難所、緊急輸送道路などを記載した防災関連図を追加しました。 ・用語解説ページを作成してほしいという意見を受け、用語集を作成しました。

(3) 市民参画手続の実施原則の実施状況

手法		実施原則	実施件数	原則の手続を実施しなかった主な理由
共通	複数手法	複数の参画手法を併用している	17件/17件	—
	実施公表	2以上の方法で公表している	17件/17件	—
意見公募	意見公募期間	公募期間を30日以上とっている	17件/17件	—
	結果公表	提出された意見の概要、意見に対する検討結果及びその理由を2以上の方法で公表している	17件/17件	—
審議会等	男女比	男女いずれもが委員総数の3割以上	7件/12件	・関係機関・団体からの推薦を基に委嘱しているため。【個人情報保護審議会／都市計画審議会／総合交通計画検討会】
	委員数	20人以内	9件/12件	・移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインより、様々な障害当事者や公共交通機関、関係団体で協議を行う必要があるため。【ユニバーサルデザインのまちづくり協議会】 ・市の最上位計画である総合計画について審議する会であり、多くの意見を反映するため。【あかしSDGs推進審議会】 ・根拠法令に基づいて委員を選任しているため。【社会福祉審議会】
	公募市民	公募による市民が委員総数の2割以上	3件/12件	・有識者等から意見を聴く場とするため。【ジェンダー平等の実現に関する検討会】 ・障害当事者や関係機関、有識者での協議会としているため。【ユニバーサルデザインのまちづくり協議会】 ・早期に検討を開始する必要があるため、公募手続きに必要な期間を確保できなかったため。【工場緑地のあり方検討会】 ・都市計画の基本理念や土木・建築等に関する技術的な専門知識が必要なため。【都市計画審議会】 ・有識者から意見を聞く場とするため。【個人情報保護審議会】 ・法令で委員構成が定められているため。【社会福祉審議会】 ・3つの市民団体から委員として参画していただいております、それぞれ市民代表の立場で議論していただいております。【総合交通計画検討会】
	委員名簿	委員の氏名、選任の区分等を公表している	12件/12件	—
	公開	会議を公開で開催している	11件/12件	・専門的な分野に関して、有識者から意見を聞く場とするため。【個人情報保護審議会】
	公表	会議録を公表している	11件/12件	・専門的な分野に関して、有識者から意見を聞く場とするため。【個人情報保護審議会】
	意見交換会	実施公表	2以上の方法で公表している	4件/8件
公表時期		開催日の2週間前までに公表している	4件/8件	・犯罪被害者等へのプライバシーの配慮が必要であるため、記者提供等は行っているものの一般への公表は行っていない。【明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の改正】 ・日程調整が難航し、記者提供等が開催の1週間前となった。【明石市こどもの養育費に関する条例の制定】 ・対象者に対して実施したため。【明石市人権施策推進方針改訂／第2期明石文化芸術創生基本計画策定】
開催記録公表		2以上の方法で公表している	5件/8件	・犯罪被害者等へのプライバシーの配慮が必要であるため、記者提供等は行っているものの一般への公表は行っていない。【明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の改正】 ・有識者からの意見を反映した条例素案を意見公募手続において公表した。【明石市こどもの養育費に関する条例の制定】 ・特定の団体との懇談、自由な意見を求める必要性を重視し、公表は控えた。【明石市人権施策推進方針改訂】
その他手法	実施公表	実施に必要な事項を2以上の方法で公表している	1件/2件	・対象を地元自治会としたため。【明石市新ごみ処理施設整備基本計画の策定】
	公表時期	実施日の2週間前までに公表している	2件/2件	—
	結果公表	2以上の方法で公表している	1件/2件	・対象を地元自治会としたため。【明石市新ごみ処理施設整備基本計画の策定】

Ⅱ 参考資料編

※担当部署は、令和4年度現在

1. 市民参画手続の実施詳細

① 市民参画手続が必要となった政策等一覧

No.	市民参画手続を実施した政策等の名称	担当部署		政策等の策定期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法							未達成理由			
		局名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施（条例第6条第2項に該当する政策等に限る。）		
1	明石市個人情報保護法施行条例の制定	政策局	市民相談室	R4.12	個人情報保護制度を一元化するため、個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に適用されることに伴い、法の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する。	条例第6条第2項第3号	○	明石市個人情報保護審議会									
2	明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の改正	政策局	市民相談室	R5.3	犯罪被害者等の視点に立った更なる支援を行うため、明石市犯罪被害者等の支援に関する条例を改正する。	条例第6条第2項第3号	○		○								
3	明石市こどもの養育費に関する条例の制定	政策局	市民相談室	R5.3	こどもの養育費確保支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するため、新たに条例を制定する。	条例第6条第2項第3号	○		○								
4	明石市工場立地法地域準則条例の一部改正	政策局	企画・調整室	未策定	工場立地法に規定する特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の具体化を図るため、工場立地法地域準則条例の一部改正する。	条例第6条第2項第3号	○	工場緑地のあり方検討会									
5	明石市第2期SDGs未来都市計画の策定	政策局	企画・調整室	R5.3	明石市第2期SDGs未来都市計画の策定を策定する	条例第6条第2項第2号	○	あかしSDGs推進審議会									
6	市役所新庁舎の整備（基本設計の策定）	政策局	企画・調整室	R5.3	市役所新庁舎の整備に当たり、新庁舎の機能や配置等を示した明石市役所新庁舎建設基本設計を策定する。	条例第6条第2項第4号	○		○								
7	立地適正化計画策定	政策局	企画・調整室	R5.3	都市再生特別措置法第81条の規定に基づき、誰もが安心・安全に暮らせ、持続可能でコンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画を策定する。	都市再生特別措置法第81条第22項	○	都市計画審議会	○								
8	あかしジェンダー平等の推進に関する条例	政策局	インクルーシブ推進室	R5.4	性別等による不平等がなく、すべての人がその個性と能力を十分に発揮することができるジェンダー平等社会を実現するための様々な取組の基本指針として、条例を制定する。	条例第6条第2項第3号	○	明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会									
9	明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画改定	政策局	インクルーシブ推進室	R5.4	インクルーシブ社会の実現に向け、誰もが安全で快適に移動しやすく暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを全市的に進めるための方針を示す	条例第6条第2項第2号	○	明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会									

1. 市民参画手続の実施詳細

① 市民参画手続が必要となった政策等一覧

No.	市民参画手続を実施した政策等の名称	担当部署		政策等の策定時期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法							未達成理由			
		局名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施 (条例第6条第2項に該当する政策等に限る。)		
10	明石市市民参画条例の改正	政策局	インクルーシブ推進室	R4.12	委員の年齢及び居住地域の構成、在職期間、他の審議会等の委員の兼職状況、男女の比率等に配慮し、市民の幅広い意見が反映されるよう条例を改正する。	条例第20条第2項第1号	○	明石市市民参画推進会議									
11	明石市人権施策推進方針改訂	市民生活局	人権推進課	R4.12	人権問題の複雑化などで、新たな課題に対応するため、人権施策推進方針を改訂する。	条例第6条第1項	○		○								
12	第2期明石文化芸術創生基本計画策定	市民生活局	文化・スポーツ室	R5.3	文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本計画を策定する。	条例第6条第2項第2号	○		○								
13	明石市新ごみ処理施設整備基本計画策定	市民生活局	資源循環課	R5.3	新ごみ処理施設整備の基本的な方針をまとめた明石市新ごみ処理施設整備基本計画を策定する。	条例第6条第2項第4号	○	環境審議会						○			
14	「明石市立高齢者ふれあいの里条例」の改正骨子(案)	福祉局	高齢者総合支援室高年福祉担当	R5.4	「老人福祉センター」の位置づけを廃止し、多世代が利用できる施設に変更するため、「明石市立高齢者ふれあいの里条例」を改正する。	条例第6条第2項第4号	○	明石市社会福祉審議会						○			
15	第2期明石市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し	こども局	こども育成室企画担当	R5.3	子ども・子育て支援法に基づき策定された、幼児期における教育・保育及び地域の子育て支援の需給計画の中間年の見直しを行う。	子ども・子育て支援法第61条第8項	○	明石市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会									
16	都市計画マスタープラン改定	都市局	都市総務課	R5.3	都市計画法第18条の2の規定に基づき、都市全体の将来像や土地利用、都市計画の基本的な方針を示す。平成23年3月に改定した都市計画マスタープランの目標年次に達したことから、社会経済状況の変化を踏まえ改定する。	法第18条の2第2項	○	都市計画審議会	○								
17	総合交通計画改定	都市局	都市総務課	R5.3	平成24年度に改定した総合交通計画の目標年次を令和4年度に迎えることなどから、社会情勢の変化にも対応した「誰もが安全で安心して移動できる持続可能な交通体系の確立」に向け計画の見直しを行い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画として位置付ける。	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第7項	○	総合交通計画検討会	○								

② 意見公募手続

No.	市民参画手続を実施した政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法	意見の提出数		意見の提出方法(人数)						提出意見の検討		未達成理由		
		局名	課名	開始日	終了日		人数	件数	持参	郵送	FAX	メール	その他	政策等の案の修正の有無	結果の公表方法	30日以上の意見提出期間	2以上の方法で実施公表	2以上の方法で結果公表	
1	明石市個人情報保護法施行条例の制定	政策局	市民相談室	R4. 9. 27	R4. 10. 26	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 市民相談室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 行政情報センター窓口			
2	明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の改正	政策局	市民相談室	R4. 12. 15	R5. 1. 20	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 市民相談室窓口	1	1	0	0	0	1	0	0	無	市ホームページ 市民相談室窓口			
3	明石市こどもの養育費に関する条例の制定	政策局	市民相談室	R5. 1. 6	R5. 2. 4	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 市民相談室窓口	7	9	0	0	0	9	0	0	無	市ホームページ 市民相談室窓口			
4	明石市工場立地法地域準則条例の一部改正	政策局	企画・調整室	R5. 1. 6	R5. 2. 4	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 企画・調整室窓口	74	74	0	30	17	27	0	0	有	市ホームページ 企画・調整室窓口			
5	明石市第2期SDGs未来都市計画の策定	政策局	企画・調整室	R5. 1. 4	R5. 2. 3	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 企画・調整室窓口	9	25	0	0	3	6	0	0	有	市ホームページ 企画・調整室窓口			
6	市役所新庁舎の整備(基本設計の策定)	政策局	企画・調整室	R4. 12. 16	R5. 1. 20	市ホームページ 市民センター あかし総合窓口 企画・調整室窓口小・中コミュニティセンター あかし市民図書館等の市内公共施設	20	125	3	2	2	13	0	0	有	市ホームページ 企画・調整室窓口			
7	立地適正化計画策定	政策局	企画・調整室	R4. 10. 28	R4. 11. 30	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 都市総務課窓口 企画・調整室窓口 まち協役員会 まち協理事会	2	7	0	0	1	1	0	0	有	都市計画審議会 市ホームページ			

② 意見公募手続

No.	市民参画手続を実施した政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法	意見の提出数		意見の提出方法(人数)						提出意見の検討		未達成理由		
		局名	課名	開始日	終了日		人数	件数	持参	郵送	FAX	メール	その他	政策等の案の修正の有無	結果の公表方法	30日以上意見提出期間	2以上の方法で実施公表	2以上の方法で結果公表	
8	あかしジェンダー平等の推進に関する条例	政策局	インクルーシブ推進室	R4. 9. 28	R4. 10. 27	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口	38	44	0	0	16	7	15	有	市ホームページ ジェンダー平等推進室(現インクルーシブ推進室) 窓口				
9	明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画改定	政策局	インクルーシブ推進室	R5. 2. 15	R5. 3. 16	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 企画・調整室窓口	4	8	0	0	2	2	0	無	市ホームページ 企画・調整室(現インクルーシブ推進室) 窓口				
10	明石市市民参画条例の改正	政策局	インクルーシブ推進室	R4. 9. 28	R4. 10. 27	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 ジェンダー平等推進室窓口	38	52	0	0	15	8	15	無	市ホームページ ジェンダー平等推進室(現インクルーシブ推進室) 窓口				
11	明石市人権施策推進方針改訂	市民生活局	人権推進課	R4. 10. 6	R4. 11. 7	市広報紙 市ホームページ 市民センター 総合窓口 行政情報センター 厚生館 人権推進課窓口	13	15	0	0	0	13	0	有	市ホームページ 人権推進課窓口				
12	第2期明石文化芸術創生基本計画策定	市民生活局	文化・スポーツ室	R4. 12. 15	R5. 1. 14	市広報紙 市ホームページ 市民センター あかし総合窓口 行政情報センター 文化・スポーツ室	8	20	3	0	1	4	0	有	市ホームページ 文化・スポーツ室				
13	明石市新ごみ処理施設整備基本計画策定	市民生活局	資源循環課	R5. 1. 4	R5. 2. 3	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 明石総合窓口 資源循環課窓口	10	19	0	0	1	9	0	有	市ホームページ 資源循環課窓口				
14	「明石市立高齢者ふれあいの里条例」の改正骨子(案)	福祉局	高齢者総合支援室高年福祉担当	R4. 9. 15	R4. 10. 15	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 高齢者総合市船室窓口 高齢者ふれあいの里窓口 あかし総合窓口	3	8	0	0	3	0	0	無	市ホームページ 高齢者総合支援室窓口 高齢者ふれあいの里窓口				

② 意見公募手続

No.	市民参画手続を実施した政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法	意見の提出数		意見の提出方法(人数)						提出意見の検討		未達成理由		
		局名	課名	開始日	終了日		人数	件数	持参	郵送	FAX	メール	その他	政策等の案の修正の有無	結果の公表方法	30日以上意見提出期間	2以上の方法で実施公表	2以上の方法で結果公表	
15	第2期明石市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し	こども局	こども育成室企画担当	R4.12.1	R4.12.31	市広報紙 市ホームページ	1	1	0	0	0	1	0	無	市ホームページ 市民センター				
16	都市計画マスタープラン改定	都市局	都市総務課	R4.10.28	R4.11.30	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 都市総務課窓口 企画・調整室窓口 まち協役員会 まち協理事会	6	30	0	2	2	2	0	有	都市計画審議会 市ホームページ				
17	総合交通計画改定	都市局	都市総務課	R4.10.28	R4.11.30	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 都市総務課窓口 企画・調整室窓口 まち協役員会 まち協理事会	5	12	0	1	3	1	0	無	総合交通計画検討会 市ホームページ				
合計							239	450	6	35	66	104	30						

③ 審議会等手続（「市民参画手続が必要となった政策等一覧」に掲載されている政策等に関するもの）

NO	市民参画手続を実施した政策等の名称	審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数				委員公募				委員名簿の公表			開催実績				会議の公開				会議録の公表				個別HPの有無	未達成理由					備考	
					根拠	名称		市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男性	女性	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	R4実績	公表しない理由	R4	可否	R4実績	傍聴者数(証)	公開しない理由	可否	R4実績	委員数20人以内		委員数男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)		
1	明石市個人情報保護法施行条例の制定	明石市個人情報保護審議会	市民相談室	H13.4	条例	明石市個人情報保護条例	諮問に応じ、明石市個人情報保護法施行条例を制定するため、個人情報に関する事項を調査審議する。	0	0	5	5	4	1	×	-	-	-	-	有識者から意見を聴く場とするため。	○	○	-	1	×	-	-	-	×	-	無	関係機関からの推薦を基に委嘱しているため。							
2	明石市工場立地法地域準則条例の一部改正	工場緑地のあり方検討会	企画・調整室	R2.11	要綱	工場緑地のあり方検討会設置要綱	工場緑地面積率等の緩和及び工場と周辺の生活環境との調和に必要な方策等、工場緑地のあり方を検討する。	0	0	10	10	7	3	×	-	-	-	-	早期に検討を開始する必要があるため、公募手続きに必要な期間を確保できなかったため。	○	○	-	0	○	-	-	-	○	-	有								令和4年1月廃止済み
3	明石市第2期SDGs未来都市計画の策定	あかしSDGs推進審議会	企画・調整室	S45.12	規則	あかしSDGs推進審議会規則	総合計画に関すること及びSDGsの推進に関する重要なことにつき、市長の諮問に応じて調査審議する。	0	6	22	28	13	15	○	4	2	14	論文及び面接	-	○	○	-	1	○	1	3	○	○	有	市の最上位計画である総合計画につき審議する会であり、多くの意見を反映するため。								
4	立地適正化計画策定	都市計画審議会	企画・調整室	H12.4	法律条例	都市計画法 都市計画審議会条例	諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議する。	0	0	14	14	11	3	×	-	-	-	-	都市計画の基本理念や土木・建築等に関する技術的な専門知識が必要なため。	○	○	-	3	○	3	17	-	○	○	有	関係機関からの推薦を基に委嘱しているため。							
5	あかしジェンダー平等の推進に関する条例	明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会	インクルーシブ推進室	R4.1	要綱	明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会設置要綱	ジェンダー平等の実現に向けて必要な制度及び取組の検討に当たり、有識者等の意見を聴く。	0	0	10	10	5	5	×	-	-	-	-	有識者等から意見を聴く場としているため。	○	○	-	2	○	2	15	-	○	○	有								
6	明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画改定	明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会	インクルーシブ推進室	H31.1	要領	明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会設置要領	明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画の策定、改定に関する協議やユニバーサルデザインのまちづくりに向けた取組の実施に係る連絡調整等を行う。	3	0	24	27	15	12	×	-	-	-	-	障害当事者や関係機関、有識者での協議会としているため。	○	○	-	2	○	2	9	-	○	○	有	移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインより様々な障害当事者や公共交通機関、関係団体で協議を行う必要があるため。							
7	明石市市民参画条例	明石市市民参画推進会議	インクルーシブ推進室	H23.11	条例	明石市市民参画条例	明石市自治基本条例の目的及び理念に基づき、市民参画を推進するため。	2	8	10	10	5	5	○	7	1	8	論文	-	○	○	-	6	○	6	49	○	○	有									
8	第2期明石市子ども・子育て支援事業計画	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	こども育成室 企画担当	R2.3	法律	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事項等について調査審議する。	2	0	16	18	12	6	○	-	-	-	-	法令で委員構成が定められているため。	○	○	-	R4	○	2	6	○	○	有									
9	明石市新ごみ処理施設整備基本計画策定	環境審議会	環境創造課	H11.6	条例	環境の保全及び創造に関する基本条例	明石市新ごみ処理施設整備基本計画案に関する意見聴取。	0	4	12	16	11	5	○	2	2	8	論文	-	○	○	-	3	○	○	9	-	○	○	有								
10	「明石市立高齢者ふれあいの里条例」の改正骨子(案)	明石市社会福祉審議会	福祉局福祉総務課	H30.4	法律 規則	社会福祉法 明石市社会福祉審議会条例 明石市社会福祉審議会規則	福祉・こども関係重点施策の一つとして、「高齢者ふれあいの里のリニューアル」について説明	0	0	27	27	20	7	×	-	-	-	-	法令で委員構成が定められているため。	○	○	-	2	○	2	2	-	○	○	無	根拠法令に基づいて委員を選任しているため							
11	都市計画マスタープラン改定	都市計画審議会	都市総務課	H12.4	法律 条例	都市計画法 都市計画審議会条例	諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議する。	0	0	14	14	11	3	×	-	-	-	-	都市計画の基本理念や土木・建築等に関する技術的な専門知識が必要なため。	○	○	-	3	○	3	17	-	○	○	有	関係機関からの推薦を基に委嘱しているため。							
12	総合交通計画改定	総合交通計画検討会	都市総務課	R4.3	要綱	明石市総合交通計画検討会設置要綱	計画の作成に関する事項について検討を行い、その結果を市長に報告する。	3	0	17	20	19	1	×	-	-	-	-	3つの市民団体から委員として参画いただいており、それぞれ市民代表の立場として議論いただいている。	○	○	-	4	○	4	9	-	○	○	有	関係機関からの推薦を基に委嘱しているため。							
合計								8	12	179	199	133	66	13	5	30					27	25	136															

④ 意見交換会手続

No.	市民参画手続を実施した政策等の名称	担当部署		実施日時・場所				実施の公表		参加対象	参加者数	意見数	開催記録の公表方法	未達成理由		
		局名	課名	年月日	曜日	時間	場所	方法	期間					2週間前までの実施公表	2以上の方法で実施公表	2以上の方法で開催記録公表
1	明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の改正	政策局	市民相談室	①R4. 7. 25 ②R4. 10. 4 ③R4. 11. 21	①月 ②火 ③月	①②③16:00～	本庁舎3階 303応接室	—	—	犯罪被害当事者及び有識者等	6	—	—	犯罪被害者等へのプライバシーの配慮が必要であるため、記者提供等は行っているものの一般への公表は行っていない。	犯罪被害者等へのプライバシーの配慮が必要であるため、記者提供等は行っているものの一般への公表は行っていない。	犯罪被害者等へのプライバシーの配慮が必要であるため、記者提供等は行っているものの一般への公表は行っていない。
2	明石市こどもの養育費に関する条例の制定	政策局	市民相談室	R4. 12. 26	月	14:00～	本庁舎3階 303応接室	—	—	こどもの養育費確保のための専門家	6	—	—	日程調整が難航し、記者提供等が開催の1週間前となった。	有識者から専門的意見を聴取する目的で開催したため、広く市民による傍聴を想定していなかった。	有識者からの意見を反映した条例案を意見公募手続において公表した。
3	市役所新庁舎の整備(基本設計の策定)	政策局	企画・調整室	①R5. 1. 11 ②R5. 1. 14 ③R5. 1. 15 ④R5. 1. 17	①水 ②土 ③日 ④火	①19:00～ ②10:00～ ③14:30～ ④10:00～ ⑤14:30～ ⑥19:00～	①市役所本庁舎8階806会議室 ②魚住市民センター大会議室 ②大久保市民センター大会議室 ③サンライフ明石研修室 ③二見市民センター大会議室 ④オンライン	市広報紙 市ホームページ	R4. 12. 23 ～R5. 1. 17	対象指定なし	45	72	市ホームページ 企画・調整室窓口			
4	立地適正化計画策定	政策局	企画・調整室	①R4. 10. 29 ②R4. 11. 3 ③R4. 10. 29 ④R4. 10. 30 ⑤R4. 10. 30 ⑥R4. 11. 7	①土 ②木・祝 ③土 ④日 ⑤日 ⑥月	①10:00～ ②10:00～ ③14:30～ ④10:00～ ⑤14:30～ ⑥19:00～	①ウイズあかし ②サンライフ明石 ③大久保市民センター ④魚住市民センター ⑤二見市民センター ⑥オンライン	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 都市総務課窓口 企画・調整室窓口 まち協役員会 まち協理事會	R4. 10. 14 ～ R4. 11. 7	市内にお住まいの方 市内に事務所又は事業所を有されている方 市内に通勤又は通学されている方 市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体	44	35	都市計画審議会 市ホームページ			
5	明石市人権施策推進方針改訂	市民生活局	人権推進課	①R4. 5. 6 ②R4. 6. 2 ③R4. 6. 8 ④R4. 7. 5	①金 ②木 ③水 ④火	①9:30～10:30 ②10:00～11:00 ③10:00～10:30 ④10:00～11:30	①高年クラブ事務局 ②ASK事務局 ③市民会館会議室 ④議会棟第2委員会室	—	—	①高年クラブ役員 ②ASK役員 ③連合PTA役員 ④厚生館運営委員会会長	41	31	—	特定の団体との懇談なので、実施の公表の必要性がなかったため	特定の団体との懇談なので、実施の公表の必要性がなかったため	特定の団体との懇談、自由な意見を求める必要性を重視し公表は控えた。

④ 意見交換会手続

No.	市民参画手続を実施した政策等の名称	担当部署		実施日時・場所				実施の公表		参加対象	参加者数	意見数	開催記録の公表方法	未達成理由		
		局名	課名	年月日	曜日	時間	場所	方法	期間					2週間前までの実施公表	2以上の方法で実施公表	2以上の方法で開催記録公表
6	第2期明石文化芸術創生基本計画策定	市民生活局	文化・スポーツ室	R4. 11. 22	火	13:30~14:12	教育委員会室	教育委員会事務局から対象者に直接通知	—	教育委員	5	2	市教育委員会ホームページ文化・スポーツ室	対象者に通知したため	対象者に対して実施したため	
7	都市計画マスタープラン改定	都市局	都市総務課	①R4. 10. 29 ②R4. 11. 3 ③R4. 10. 29 ④R4. 10. 30 ⑤R4. 10. 30 ⑥R4. 11. 7	①土 ②木・祝 ③土 ④日 ⑤日 ⑥月	①10:00~ ②10:00~ ③14:30~ ④10:00~ ⑤14:30~ ⑥19:00~	①ウィズあかし ②サンライフ明石 ③大久保市民センター ④魚住市民センター ⑤二見市民センター ⑥オンライン	(議員提供) (記者提供) 市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 都市総務課窓口 企画・調整室窓口 まち協働委員会 まち協理事会	R4. 10. 14 ~ R4. 11. 7	市内にお住まいの方 市内に事務所又は事業所を有されている方 市内に通勤又は通学されている方 市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体	44	35	都市計画審議会 市ホームページ			
8	総合交通計画改定	都市局	都市総務課	①R4. 10. 29 ②R4. 11. 3 ③R4. 10. 29 ④R4. 10. 30 ⑤R4. 10. 30 ⑥R4. 11. 7	①土 ②木・祝 ③土 ④日 ⑤日 ⑥月	①10:00~ ②10:00~ ③14:30~ ④10:00~ ⑤14:30~ ⑥19:00~	①ウィズあかし ②サンライフ明石 ③大久保市民センター ④魚住市民センター ⑤二見市民センター ⑥オンライン	(議員提供) (記者提供) 市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 都市総務課窓口 企画・調整室窓口 まち協働委員会 まち協理事会	R4. 10. 14 ~ R4. 11. 7	・市内にお住まいの方 ・市内に事業所又は事業所を有されている方 ・市内に通勤又は通学されている方 ・市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体	44	35	総合交通検討会 市ホームページ			
合計											235	210				

⑤ その他の手法

No.	市民参画手続を実施した政策等の名称	担当部署		具体的内容	実施方法 (日時・期間・場所・対象者など)	実施の公表		参加者数・提出数など	結果の公表方法	未達成理由		
		局名	課名			方法	期間			2週間前までの実施公表	2以上の方法で実施公表	2以上の方法で結果公表
1	明石市新ごみ処理施設整備基本計画策定	市民生活局	資源循環課	明石市新ごみ処理施設整備基本計画素案についての意見を求めた。	【期間】R5.1.16～R5.2.24 【対象】地元自治会（環境保全協定を締結する7自治会）	対象者へ郵送	R4.12.26	29	—		対象を地元自治会としているため。	対象を地元自治会としているため。
2	「明石市立高齢者ふれあいの里条例」の改正骨子(案)	福祉局	高齢者総合支援室高年福祉担当	今後の施設のあり方について、アンケートを実施する。	【期間】R4.6.13～R4.6.30 【対象】高齢者ふれあいの里利用者	施設利用者全員に書面及び口頭にて案内	R4.5.30～ R4.6.30	500	市ホームページ 高齢者総合支援室窓口 高齢者ふれあいの里窓口			
合計								529				

2. 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等(条例・計画)

※ 「区分」のA、Cは、「3. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図及び実施の原則」の「①判断基準」に記載の図にあるA、Cを指します。

※ 「実施しなかった理由」の判断基準①～⑩は、「3. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図及び実施の原則」の「①判断基準」の表1に記載の①～⑩を指します。

<条例>

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
1	6月議会	明石市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例	公益通報者保護法の一部改正に伴い、公益通報者の範囲を拡大するほか、所要の整備を図る。	C	判断基準⑦	総務課
2		明石市戸籍・住民票関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例	住民票の写し、印鑑登録証明書及び所得証明書（以下「各種証明書」という。）をコンビニエンスストア等で交付できるサービスを導入することに伴い、当該交付に係る手数料を新設する。	A	条例第6条第3項第1号	市民課
3		明石市立発達支援センター条例及びふれあいプラザあかし西条例の一部を改正する条例	利用者の利便性の向上及び相談支援体制の充実強化を図るため、明石市立発達支援センターを北庁舎（旧保健センター）に移転することに伴い、位置の変更を行うほか、所要の整備を図る。	C	判断基準①	発達支援課
4		明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定	国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額を減額するとともに、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げる。		第10条	国民健康保険課
5		明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、大久保駅南地区のうち新たに地区整備計画が定められた区域について、区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定める。	A	条例第6条第3項第3号	建築安全課
6	9月議会	明石市職員の育児休業等に関する条例及び明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	国の取扱いに準じ、職員の育児と仕事の両立を支援するため、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、育児参加休暇の対象期間を拡大する。	C	判断基準⑦	職員担当

2. 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等(条例・計画)

<条例>

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
7		明石市市税条例等の一部を改正する条例	令和4年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除（以下「住宅ローン控除」という。）の適用期限の延長を行うほか、所要の整備を図る。	C	判断基準④	税制課
8	12月議会	明石市議会議員及び明石市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例	公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙運動に係る公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、明石市議会議員及び明石市長の選挙運動に係る公費負担限度額をこれらに準じ改定する。	C	判断基準①	選挙管理委員会事務局
9		明石市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を段階的に65歳まで引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制の導入、60歳に達した職員の給料月額の下げその他の定年上げを踏まえた各種の措置を講じる。	C	判断基準⑦	職員担当
10		明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給率を引き上げる。	C	判断基準⑦	給与担当
11		明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げる。	C	判断基準⑦	給与担当
12		明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い新たに創設された事務に係る手数料を新設するとともに、関係省令の一部改正に伴い廃止された事務に係る手数料を廃止する。	A	条例6条3項5号	建築安全課
13	3月議会	明石市事務分掌条例の一部を改正する条例	感染対策局を廃止し、同局が所管している保健所に係る事務等を福祉局に移管する。	C	判断基準⑦	総務課

2. 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等(条例・計画)

<条例>

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
14		明石市社会福祉審議会条例等の一部を改正する条例	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例について規定の整備を図る。	A	条例6条3項5号	福祉総務課
15		議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	本市常勤職員の取扱いに準じ、市議会議員等の遺族補償年金前払一時金及び障害補償年金前払一時金について所要の整備を図る。	C	判断基準⑦	職員担当
16		明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	建築基準法及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により新たに創設された事務に係る手数料を新設するほか、所要の整備を図る。	A	条例6条3項5号	建築安全課
17		明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	児童福祉法及び児童福祉施設等の設備、運営等に関する基準について定めた各種省令の一部改正に伴い、関係条例について所要の整備を図る。	C	判断基準⑧	こども育成室
18		明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例	健康保険法施行令の改正に準じ、出産に係る経済的負担の軽減を図るため、出産育児一時金を増額する。		第10条	国民健康保険課
19		明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例及び明石市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	博物館法の一部改正に伴い、規定の整備を図る。	A	条例6条3項5号	都市総務課
20		明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	海浜利便施設（海浜の利用促進を図るため、海浜又は海浜の周辺部に市が設置する施設）に旧波門崎燈籠堂広場を加える。	A	条例6条3項3号	海岸・治水課

<計画> 該当なし

1.3. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図及び実施の原則

① 判断基準

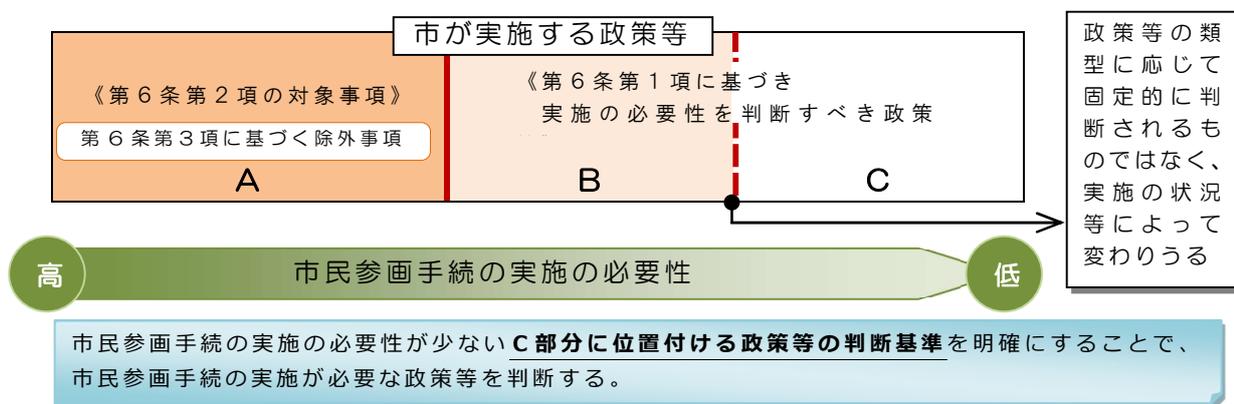
I 市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画手続を実施すべき政策等

市民参画条例第6条第2項で市民参画手続を実施しなければならない対象事項を定めています。それ以外の政策等については第1項で「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」に手続を実施するものと定めています。

手続の実施の必要性を判断するにあたり、所管部署ごとの認識の隔たりをなくすとともに、費用対効果についても考慮し、実質的な市民参画を推進するため、次のとおり基準を設けています。

なお、運用にあたっては、基準を画一的、限定的に捉えて必要性を判断するのではなく、政策等の内容や市民の関心、市民に与える影響等を踏まえて総合的に判断します。

また、判断にあたっての流れは、「② フロー図」にまとめています。

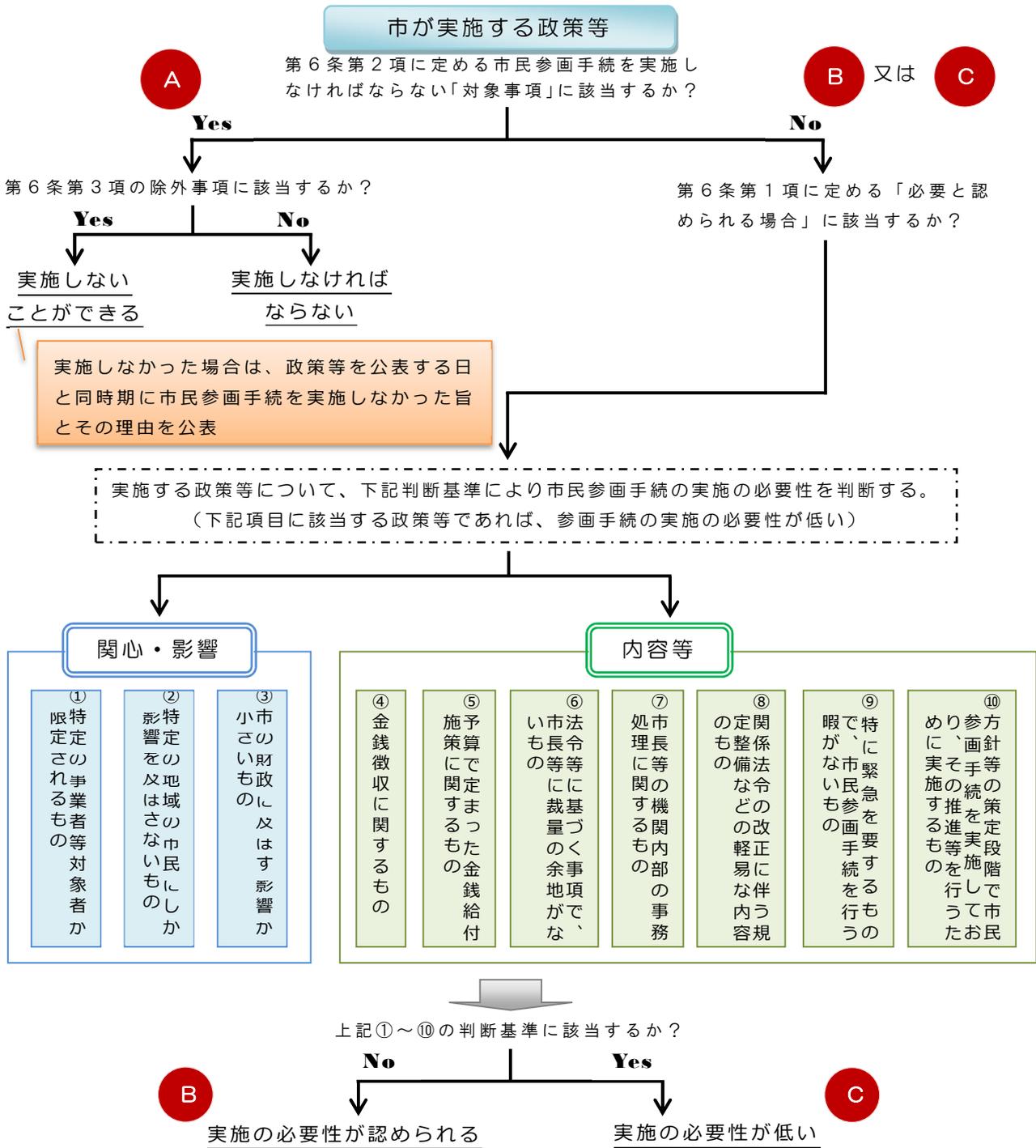


〔市民参画手続の実施の必要性が低いC部分に位置付ける判断基準〕【表1】

判断基準	
関心・影響	① 特定の事業者等対象者が限定されるもの ② 特定の地域の市民にしか影響を及ぼさないもの ③ 市の財政に及ぼす影響が小さいもの
内容等	④ 金銭徴収に関するもの ⑤ 予算で定まった金銭給付施策に関するもの ⑥ 法令等に基づく事項で、市長等に裁量の余地がないもの ⑦ 市長等の機関内部の事務処理に関するもの ⑧ 関係法令の改正に伴う規定整備などの軽易な内容のもの ⑨ 特に緊急を要するもので、市民参画手続を行う暇がないもの ⑩ 方針等の策定段階で市民参画手続を実施しており、その推進等を行うために実施するもの

※ A又はBに位置付けられる政策等であっても、既存の法令の規定により、意見公募手続、審議会の設置、その他の市民の意見等を聴く手続を行った場合は、市民参画条例に基づく参画手続を実施することを要しない（条例第10条）。

② フロー図



【上記①～⑩の判断基準についての留意点】

- ①、②の基準の考え方により実施の必要性が低いと判断した政策等であっても、特定の関係者に対する説明会等の意見交換の機会を持つ必要がある場合も考えられる。
- 内容等における基準の④～⑨については、条例第6条第2項の対象事項に該当する政策等についての第3項の除外事項と同様の考え方となる。
- ②の基準の考え方は、対象となる政策等を特定の地域の市民にしか係らないものと捉えるのではなく、特定の地域内のことでその地域の市民だけで決められるものと捉えるものとする。

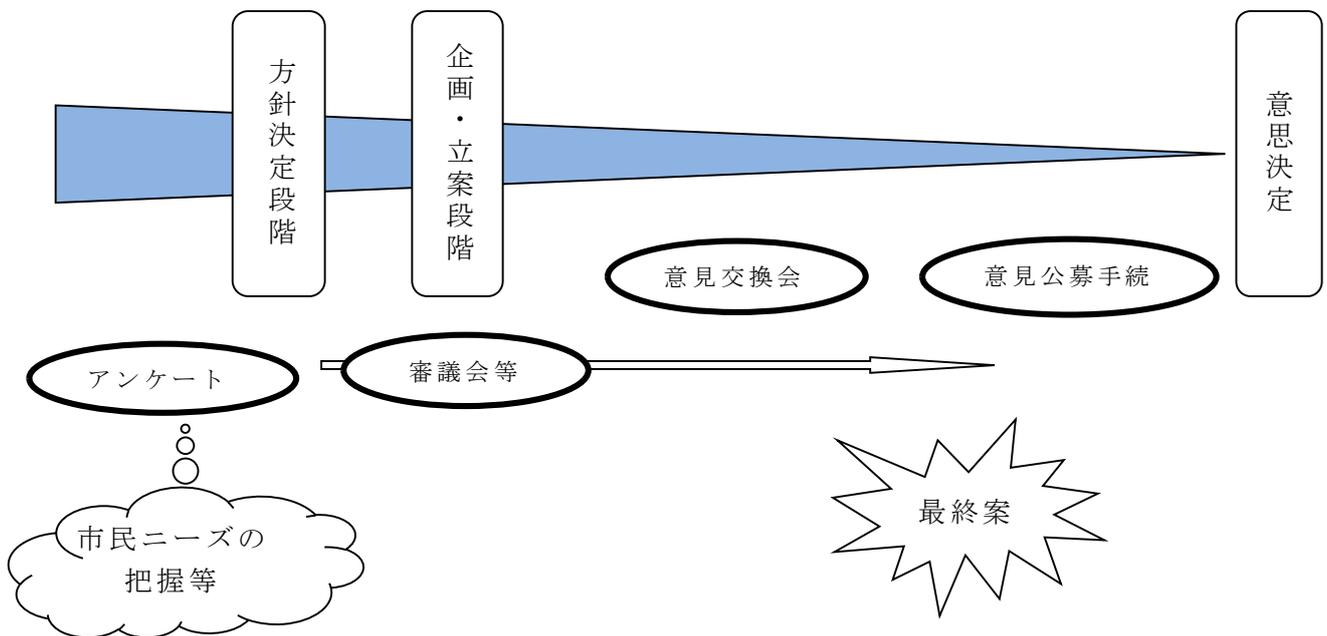
③ 実施の原則

市民参画手続は、市民参画条例第6条第1項に定める「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」、また、第6条第2項に定める「対象事項」について実施する場合に関わらず、原則として、複数の手法を併用して実施するものとされています(条例第8条第3項)。複数の手法で実施しなかった場合は、市民に理解を得られる明確な理由が必要です。

また、第6条第2項に定める「対象事項」についての市民参画手続には、複数の手法の1つに意見公募手続を実施する必要があります(条例第8条第4項)。

なお、複数の手法で実施するイメージは、次の図のとおりです。

【複数手法での市民参画のイメージ】



この例では、政策等策定の方針決定にあたってアンケートにより市民ニーズを把握のうえ、方針決定し、政策等の案の策定は審議会等に検討させ、中間で市民の意見を反映させるために意見交換会を実施し、審議会等で策定した最終案について意見公募を行い政策等の案の意思決定を行っている。